

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

2月8日～3月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	2月25日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター	
人権相談	2月24日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	2月9日(月)・18日(水)、3月4日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当 (☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00 ※2月11日はお休み	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	2月21日(土)、3月3日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	2月20日(金) 13:30～15:30	市役所(市民公益活動支援コーナー)	
	3月7日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	2月21日(土)、3月7日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	2月16日(月) 9:30～12:00	健康増進センター	(☎591-8251)

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑤

■クーリング・オフ制度について

消費者が日々、契約するもののなかには、自宅で不意打ちの訪問や電話を受けて勧誘される場合など、自分の意思をまだはっきり決めかねているような状態のまま契約の申し込み、締結をしてしまうことがあります。しかし、一定期間であれば、頭を冷やして考え直し、無条件で一方的に契約を解除することができるのがクーリング・オフ制度です。

クーリング・オフ制度には解除できる期間が定められています。『訪問販売』『電話勧誘販売』『特定継続的役務提供契約(エステ、学習塾等)』『訪問購入(訪問買取)』は8日間、『連鎖販売取引(マルチ商法)』『業務提供誘引販売取引(内職商法・モニター商法)』は20日間です。

クーリング・オフの通知は、契約書面を受け取った日を含めて期間内に、必ず書面(はがき等)で行います。書き終わったら両面のコピーを取り、控えとして保管しておきます。郵便局で「特定記録郵便」「簡易書留」など記録の残る方法で送付することが大切です。また、クレジット契約をしている場合はクレジット会社にも同時に同じ内容の書面を通知する必要があります。期間内に通知を発送・発信すれば、その日に効力が発生します。

しかし、自分から店舗に出向いて買い物(契約)をしたり、自分から申し込むインターネットショッピングなどの通信販売で契約した場合は、クーリング・オフはできません。

お困りのときは消費生活センターに相談してください。

※電話でのご相談も受け付けます。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(市民課市民相談担当 ☎594-5529)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

契約解除通知書

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇株式会社

担当者 △△△△氏

支払済みの代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 氏名〇〇〇〇

セーフコミュニティきたもと Vol.31

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故などは偶然に起こるのではなく、予防することができる」という理念のもと、行政、地域、警察、家庭、学校などのすべての関係者が分野横断的に連携・協働して、安心安全に暮らすことができるまちづくりを進めていくことです。

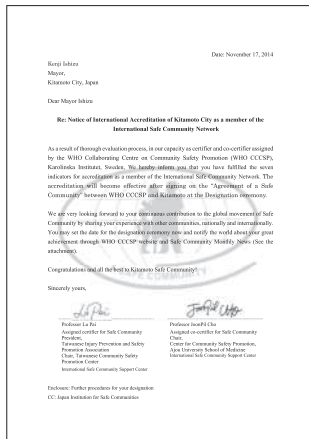


☎ 協働推進課セーフコミュニティ担当 (☎594-5571)

セーフコミュニティの認証内定通知が届きました！

11月10日と11日の2日間で開催された現地審査の後、同月17日付けで審査員から認証内定通知が届きました。国内では10番目、埼玉県では初めての認証で、今月14日に開催される認証式典で正式に認証都市となります。

これまでご支援、ご協力いただいた多くの関係者の皆様に感謝申し上げます。



セーフコミュニティの認証式典を開催します

認証内定通知を受け、以下のとおり認証式典を開催します。認証式典は2部で構成され、1部は審査員やセーフコミュニティの専門家による講演、2部は合意書を交わす調印式となります。これにより北本市は正式にセーフコミュニティの認証を取得することになります。入場無料ですので、ぜひご参加ください。

時 2月14日(土)

第1部 13:30~
第2部 16:00~

場 北本市庁舎ホール

費 無料

主催 北本市セーフコミュニティ推進協議会
北本市



北本あんぜん情報 第76号

犯罪が増加しています

市内の昨年11月末までの刑法犯認知件数は、459件であり、一昨年同期と比較して13件増加しました。特に街頭犯罪の自転車盗、オートバイ盗が昨年より大幅に増加しています。

犯罪の被害に遭わないために

■自転車盗対策

自転車盗の発生件数は、大幅に増加しています。すでに昨年の120件を超えており、平均すると毎月約12台位が盗難に遭っています。大切な自転車を盗まれないために、次のことを心がけましょう。

- どんな場所でも鍵をかける。
外出先、自宅にかかわらず確実に施錠をしましょう。
- ワイヤー錠で二重ロック！
鍵を二重にすることで盗まれにくくなります。
- 路上に放置しない。
自転車を放置せず、駐輪場等にとめましょう。

■侵入盗対策

泥棒は、犯行前に地域の人に見られると諦める

- ことがあります。また、近所の連携や挨拶、ゴミ出しなどのルールが守られた地域を嫌がります。
- 戸締りが基本です。短時間の外出でも必ず戸締りをしましょう。
- 犯人は、侵入に時間がかかることを嫌います。補助錠・窓の防犯フィルムやアラーム等、防犯用品を活用しましょう。

振り込め詐欺が多発しています

オレオレ詐欺を中心に、振り込め詐欺が多発しています。その手口は直接犯人に現金を手渡す「手交型」が多くなっています。

- 犯人からの最初の電話を「何かおかしいな」と感じる事が被害に遭わない秘けつです。電話を一旦切り、家族(子・孫)の変更前の番号に電話をして確認しましょう。
- 不審な電話がありましたら、家族や警察に相談してください。

☎ ぐらし安全課交通・防犯担当 (☎594-5522)

防犯情報配信中
e防メールサービスをご利用ください。
ebouhan@soho-salon.com

